

広川町地域コミュニティ推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地域コミュニティ推進を図るため、広川町地域コミュニティ推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティの推進計画に関すること。
- (2) その他関連施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、各課(局・事務局次)長及び係長(ただし、出先機関を除く。)をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 議長は、必要に応じ本部に構成する職員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(推進チーム)

第6条 本部は、必要に応じ推進チームを置くことができる。

- 2 推進チームは、本部から提案された事項について調査研究し、本部に報告するものとする。
- 3 推進チームの委員は、本部長が指名する。
- 4 推進チームにチームリーダーを置き、推進チームの事務を掌理する。
- 5 推進チームの会議は、チームリーダーが召集する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

(附則)

- この要綱は、平成18年 6月 8日から施行する。
この要綱は、平成19年 7月 25日から施行する。